大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 7年 2月21日

名古屋市長　　広　　沢　　一　　郎

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

ナディアパーク開発商業ビル

名古屋市中区栄三丁目1801番 1及び1801番 2

2　変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	実効収容台数		収容台数	
	変更前	変更後	変更前	変更後
ナディアパーク駐車場	133台	75台	3,077台	440台
ヤマサンパーキング		23台		370台
矢場公園駐車場		32台		141台
エンゼルパーク駐車場		1台		851台
若宮パーク		1台		505台
栄中央パーキング		―		―
栄Mパーキング		1台		188台
大一栄パーキング		―		―
計	133台	変更なし	3,077台	2,495台

届出上の駐車場の収容台数は実効収容台数であり、駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設	面積	
	変更前	変更後
①－ 1　信託棟地下 2階荷さばき施設	48㎡	変更なし
①－ 2　公共棟地下 2階荷さばき施設	25㎡	
①－ 3　公共棟 1階荷さばき施設	54㎡	43㎡
計	127㎡	116㎡

荷さばき施設の位置については、縦覧によります。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻		閉店時刻	
	変更前	変更後	変更前	変更後
株式会社アルペン 株式会社ＣＯＭＩＴＡＳ 株式会社ミント	午前10時30分 （年間 2日は 午前10時00分 ）	午前 9時00分	午後 8時00分 （年間14日は 午後 8時30分 ）	午後 9時30分
その他小売業者	午前11時00分 （年間 2日は 午前10時00分 ）	変更なし		変更なし

(4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯	
	変更前	変更後
ナディアパーク駐車場	24時間	変更なし
ヤマサンパーキング	午前 7時30分から 午前 1時00分まで	
矢場公園駐車場	午前 7時00分から 午後11時00分まで	
エンゼルパーク駐車場		
若宮パーク	24時間	
栄中央パーキング		―
栄Mパーキング		変更なし
大一栄パーキング	午前 7時00分から 午前 2時00分まで	―

(5) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	
	変更前	変更後
栄中央パーキング	1箇所	―
大一栄パーキング	2箇所	―

その他駐車場	19箇所	変更なし
計	22箇所	19箇所

出入口の位置については、縦覧によります。

3　変更の日

(1) 2(1)、(4) 及び(5) の栄中央パーキングについては、平成19年 7月30日

(2) 2(1)、(4) 及び(5) の大一栄パーキングについては、令和 5年 4月 1日

(3) 2(2)については、令和 7年10月11日

(4) 2(3)については、令和 7年 4月 1日

4　変更しようとする理由

(1) 2(1)、(4) 及び(5) の栄中央パーキングについては、契約駐車場の閉鎖のため

(2) 2(1)、(4) 及び(5) の大一栄パーキングについては、契約終了のため

(3) 2(2)については、誤記修正のため

(4) 2(3)については、顧客の利便性向上のため

5　届出の日

令和 7年 2月10日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中区役所情報コーナー及び東区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 7年 2月21日から同年 6月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

令和 7年 6月23日　　名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課